



教えて！自治基本条例

■問い合わせ先 総合政策課 ☎(40)55550

●市民とは

まちづくりは、住民だけでなく、下野市で多くの時間を過ごす通勤・通学者等にも関わることです。そのため、この条例では、「市民」を「市内に住む人、働く人、学ぶ人及び事業者」と幅広く定義しています。

第12条

■市民の権利

- ◇安全・安心な生活を営む権利
⇒市民の権利として最も基本的な権利です。
- ◇よりよい行政サービスを受用する権利
⇒地方自治法で保障される住民の権利を踏まえて、市民が対象となる行政サービスの提供を受ける権利です。法令等により対象者やサービスの内容が定められています。
- ◇情報を知る権利
⇒議会及び市が保有する情報は、市民との共有財産であり、市民の知る権利を規定しています。
- ◇意見・提案を表明する権利
⇒具体的に市政に参画する手段である意見や提案の表明を権利として定めています。
自治基本条例では、提案、要望、意見等への対応（第28条）、意見募集（第31条）、委員の公募及び審議会等の公開等（第32条）、住民投票（第33条）等において保障しています。
- ◇まちづくり・市政に参画する権利
⇒市民は誰でも平等にまちづくりや市政に参画する機会が保障されている参画の原則に基づいて、よりよいまちづくり及び市政への参画を市民の権利として規定しています。

今月のポイント

「市民の権利と責務」
「コミュニティ組織の責務と支援」
「事業者の社会的責任」

今回は、第3章市民及びコミュニティ組織を取りあげます。

第3章では市民の権利や責務、コミュニティ組織の責務及び支援、事業者の権利及び責務について規定しています。

市民

自らがまちづくりの主体であることを自覚し、実践します



第13条

■市民の責務

- ◇発言・行動に責任を持つ
⇒市民がまちづくりに参画するに当たって、一部の利益のみを強調することなく、自らの発言と行動に責任を持つことです。
- ◇基本的人権の尊重
⇒条例の基本原則の一つ「個人の基本的人権尊重」（第5条）に基づき、まちづくりに限らず、市民として個人の基本的人権を尊重することをいいます。
- ◇まちづくりの主体であると自覚
⇒市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、実践することを責務として規定しています。

■参画の機会を活用してまちづくりを実践しよう！■

市民は、誰でも平等にまちづくりや市政に参画する機会が保障されています。まちづくりや市政について関心や問題意識をもち、積極的に参画に努めることが求められています。

第15条

■事業者の社会的責任

- ◇事業者の権利
⇒事業者も「市民」に含まれることから市民としての権利を有します。
- ◇事業者の責務
⇒市民生活やワークライフバランスへの配慮など社会的役割を果たすこと、また、事業活動が自然環境や生活環境に与える影響が大きいことから、これらに配慮した事業活動を推進することが求められています。
さらに、地域社会の一員としてまちづくりの主体であることを認識し、積極的に公益的活動に参加して地域社会づくりをすることが求められています。

第14条

■コミュニティ組織の責務と支援

コミュニティとは、住民相互の連帯意識による人とのつながりをいいます。お祭り・盆踊りなどのイベントや自治会や消防団、育成会や老人会などの活動一つひとつが地域のコミュニティ活動です。



それぞれのコミュニティ組織は、適正な団体運営を行うとともに、まちづくりの主体としての役割を認識して、協働のまちづくりについて理解し協力する必要があります。同時に、市は、協働のまちづくりのコーディネート役として、市民やコミュニティ組織の活動を支援します。